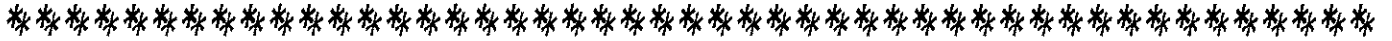




今回のテーマ

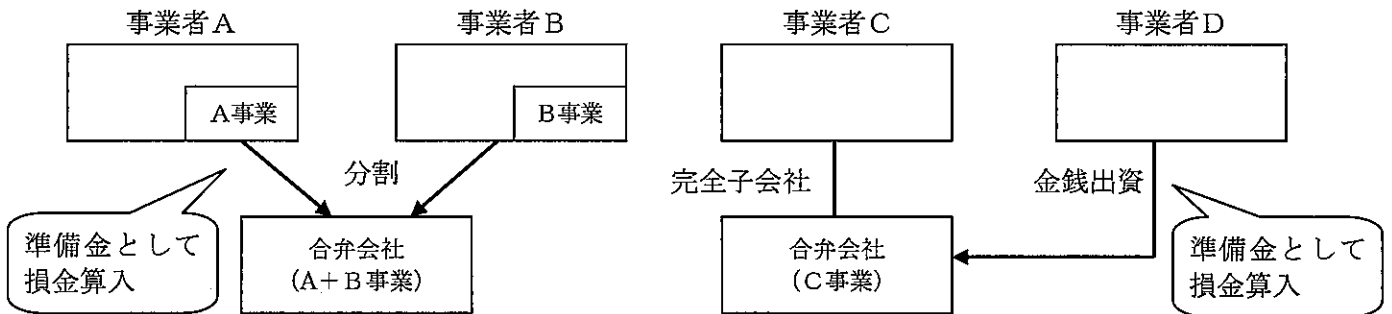
事業再編を促進するための税制措置



産業競争力強化法の制定に伴い、事業の切り出し・統合を行う企業に対して、出資・融資額の70%を限度として「損失準備金」を積み立て、損金算入できる制度が創設されました。

1. 概要

【合併会社の設立の例】

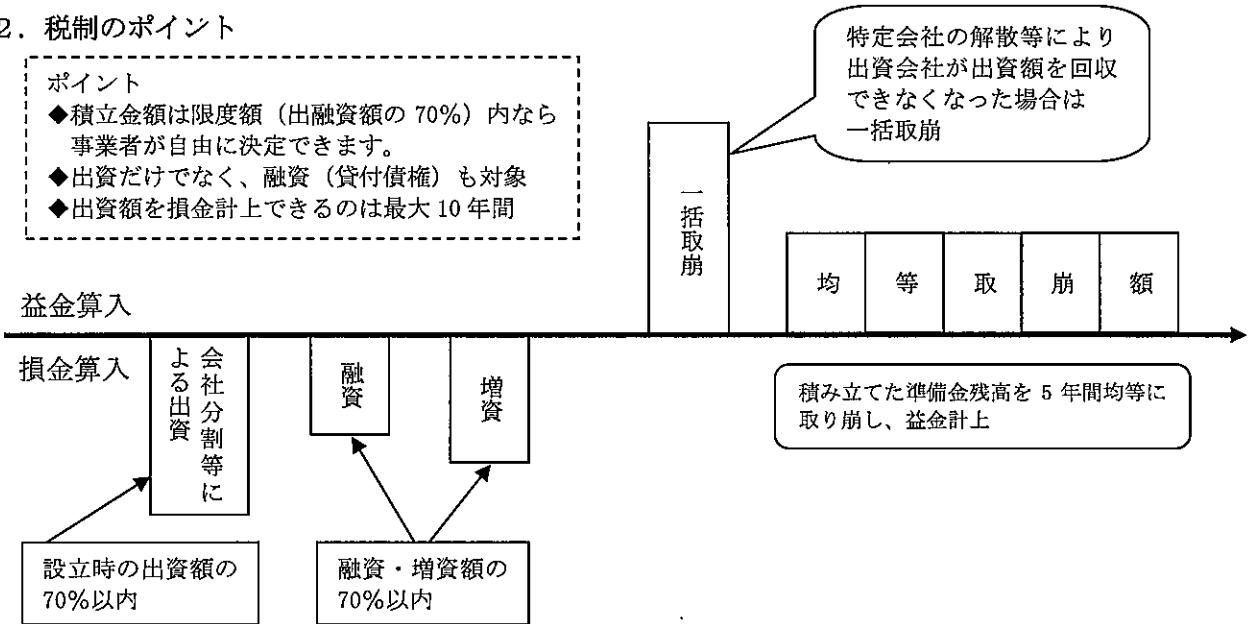


【産業競争力強化法の計画認定】

それぞれの事業者は、合併会社に対する出資・融資額を「損失準備金」として損金計上することができます。将来、準備金を取り崩した時に、益金計上します。

2. 税制のポイント

- ポイント
- ◆積立金額は限度額（出融資額の70%）内なら事業者が自由に決定できます。
 - ◆出資だけでなく、融資（貸付債権）も対象
 - ◆出資額を損金計上できるのは最大10年間



3. 税制措置の内容

税制措置の対象法人	青色申告書を提出する法人で、平成26年1月20日から平成29年3月31日までの間に産業競争力強化法に規定する「特定事業再編計画」について認定を受けたもの
適用事業年度	平成26年4月1日以後に終了する事業年度

4. その他の措置

上記の税制を使うことの出来る事業再編については、登録免許税を軽減する措置を適用することができます。

出典：経済産業省HP

